

## 朝倉市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で開催されるイベントに、移動式赤ちゃんの駅（乳幼児の授乳、おむつ交換等を行うことができる移動式テントをいう。以下同じ。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

### (貸出し条件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内でイベントを主催する団体
- (2) 政治活動、宗教の活動及び営利を目的としない団体
- (3) 法令又は公序良俗に反しない団体

2 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としないイベント
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (3) 法令又は公序良俗に反しないイベント

### (貸出しの申請)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝倉市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6月前から7日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

### (貸出しの決定等)

第4条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、朝倉市移動式赤ちゃんの駅貸出決定通知書（様式第2号）又は朝倉市移動式赤ちゃんの駅貸出不可決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出し期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(費用)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しは、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの決定を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として市長が指定する場所において、移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、朝倉市移動式赤ちゃんの駅使用実績報告書(様式第4号)を添付して、返却しなければならない。

2 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の返却に際し、破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し、及び使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期間までに返却すること。
- (5) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(貸出の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出しの決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により貸出しの決定を取り消した場合は、朝倉市移動式赤ちゃんの駅貸出決定取消書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返却を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 貸出しの決定の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 移動式赤ちゃんの駅を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担に

より、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損し、又は汚損している場合又は移動式赤ちゃんの駅の全部又は一部を紛失した場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。